

東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部

本部長 菅 直人 様

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に関する
緊急要望

平成 23 年 3 月 27 日

岩手県災害対策本部 本部長
岩 手 県 知 事 達 増 拓 也

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする**平成23年東北地方太平洋沖地震**は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

特に本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、被害の全容は未だ判明していないものの、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなっています。

また、家屋は流出、倒壊、焼失し、未だ電気、水道、交通・通信網などのライフラインが寸断されている地域が多数あるほか、**ガソリン等の燃料不足**や生活物資の不足も加わり、県民の不安解消の見通しも立たないところです。

本県では、「岩手県災害対策本部」を設置し、国、関係市町村及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、全力を挙げて緊急対策に取り組んでいるところですが、今回の大地震災害は、都道府県や市町村において対応できる範囲を大きく超えるものとなっております。

ついては、国におかれましては、復旧対策、さらには復興対策まで全力を挙げて取り組まれるよう、強く要望いたします。

また、国が前面に立ち、復旧に当たっての基本方針に加え、税財措置や規制緩和、社会資本への重点投資などを盛り込んだ災害復旧対策特別措置法の制定とともに、下記の災害復旧対策等の税財措置等を主体的に講じられますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 災害復旧事業等に係る地方財政措置等の拡充

本県や県内市町村は、自主財源に乏しく、全国と比較して財政力が低い状況にあるが、今後、災害復旧事業等を実施するに当たり、莫大な財政需要が生じることが見込まれ、財政状況が危機的な状況に陥ることも想定されることから、これまで以上の各種事業に係る国庫補助・負担率の引き上げや、地方負担に係る特別の地方債の発行など、地方財政措置等の拡充を行うこと。

2 ライフラインの早期復旧と燃料の確保

県民生活の基盤となる電気やガス、水道、交通・通信網などのいわゆるライフラインが県内各所で寸断され、また、重油やガソリン、灯油等の燃料が確保されず、未だ正常な生活が営めない状況にあることから、これらの早期復旧に向けて強力に支援を行うこと。

3 県民生活への総合的支援

甚大な被害を受け、今後の避難生活が長期化する可能性が高いことから、被災地域で生活する方々や災害支援を行う方々の生活必需品や医薬品等の調達について主体的に支援を行うこと。

また、応急仮設住宅の建設等への支援や当該住宅入居者の負担軽減、さらには被災者の一次避難所から宿泊施設等の二次避難所への移送に係る支援を行うこと。

4 災害廃棄物（がれき）の早期処理

被災地が広範囲かつ壊滅的な状況であることから、市街地や湾内などのがれき等の災害廃棄物の早期処理と当該費用に全面的な財政的措置を講じること。

5 医療体制の確保と医療施設や社会福祉施設等の早期復旧

災害拠点病院等の診療体制や透析医療機関機能の維持のための物資提供、社会福祉施設や介護老人保健施設等への物資確保支援を講じること。

また、今回の甚大かつ大規模な災害に鑑み、医療施設や社会福祉施設等の災害復旧支援を行うこと。

6 地域産業の復旧・復興支援

被災した地域産業の事業継続のための大型補助制度の創設など、ハード・ソフト両面にわたる総合的な支援措置を講じるとともに、地域の雇用の維持・拡大につながる手厚い支援を行うこと。

特に、今回壊滅的な被害を受けた沿岸地域の重要かつ基幹となる産業である水産業の再生は沿岸地域の復興の礎となるものであることから、幅広く抜本的な施策を講じ、漁協体制の再構築を含む水産業全体の復興に向け、国の総力により、国家プロジェクトとして取り組むこと。

7 公共土木施設等の早期復旧

道路や港湾、污水处理施設等の公共土木施設などの早期復旧や早期復旧に向けた支援措置の充実を図るとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧等について、事務手続きの簡素化や事業期間の延長などの見直しを行うこと。

8 文教環境の復旧支援

被災した児童生徒に対し、心を支えるためのスクールカウンセラー派遣等への十分な支援、就学奨励金や助成金による就学援助、教科書・教材等の支給などの学業等に対する支援を講じること。

また、児童生徒数の激変に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員

の加配措置を講じるとともに、文教施設の災害復旧に対する財政支援を行うこと。

9 被災市町村に対する人的・財政的支援

庁舎の損壊や消失、職員の被災等により、行政体制や行政機能に支障が生じている市町村に対して、他の自治体から職員を派遣するなどの人的支援体制を全国レベルで講じるとともに、庁舎、備品等の整備に対する財政的支援を行うこと。